

目的税の使途について

入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和7年度 当初予算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
消防施設等整備事業	128,898	21,975	15,419	70.2%
観光振興事業	65,427	65,427	30,581	46.7%
合計	194,325	87,402	46,000	

都市計画税

都市計画税は地方税法第702条の規定により、道路・公園などの都市計画事業及び、これらの事業を行うために過去に発行した市債の元利償還金に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和7年度 当初予算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
街路事業 半田久居線及び雲出野田線 河芸町島崎町線	1,583,136 1,568,969 14,167	103,686 102,219 1,467	72,277 71,254 1,023	69.7%
公園事業 岩田池公園	145,030 145,030	16,830 16,830	11,732 11,732	
下水道事業 下水道事業会計繰出金	197,160 197,160	197,160 197,160	137,435 137,435	
公債費 一般会計 土地区画整理事業特別会計繰出金 下水道事業会計繰出金	2,904,872 121,534 123,447 2,659,891	2,904,872 121,534 123,447 2,659,891	2,024,913 84,718 86,052 1,854,143	
合計	4,830,198	3,222,548	2,246,357	

